

かかりつけ医・かかりつけ薬局の推進による服薬の適正化事業

(節薬バッグ事業) 取り組みマニュアル

事業実施に伴う送付物一覧

- ①本 マ ニ ュ ア ル × 1冊
- ②節 薬 バ ッ グ (青 色) × 15枚
- ③節薬バッグに入れるチラシ × 15枚
- ④ポ ス タ ー × 1枚
- ⑤アンケートNO. 1 × 5セット
- ⑥アンケートNO. 2 × 5セット
- ⑦アンケートNO. 3 × 5セット
- ⑧服 薬 状 況 報 告 書 × 10枚
- ⑨服薬情報提供中カード × 5枚
- ⑩節薬バッグの中身記録票 × 5枚
- ⑪変更後の調剤内容記録票 × 5枚
- ⑫薬 局 用 ア ン ケ ー ト × 1枚
- ⑬コットンバッグ(協力者景品) × 3コ
- ⑭埼玉西武ラインオンズチケット引換券ペア(協力者景品) × 10枚(5ペア分)

※ ⑬、⑭はどちらか一方のみ、希望するものを差し上げて下さい。

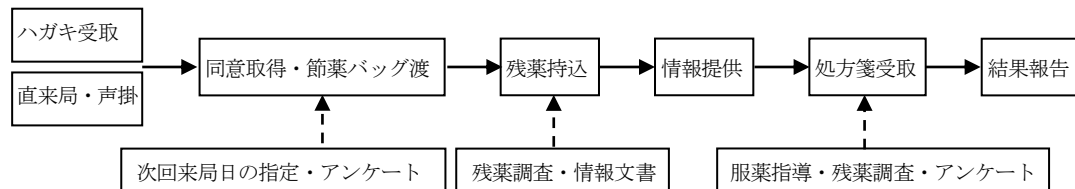


<目次>

I. 薬局での基本的な流れ	1
II. 本事業の目的	1
III. 残薬調査の対象薬剤と残薬の定義	1
<残薬の定義>	2
IV. 参加者への周知・呼び込み方法	6
V. 対象となる患者基準	6
VI. 参加する患者への説明項目	7
VII. 調査方法	7
1) 初回来局時	7
2) 2回目の来局	8
3) 3回目以降の来局	9
4) 留意点	9
<服薬状況報告書について>	10
VIII. その他	11

本調査では、アンケート用紙（NO. 1～NO. 3）と服薬状況報告書、記録票（節薬バッグの中身記録票、変更後の調剤内容記録票）を使用します。

I. 薬局での基本的な流れ



II. 本事業の目的

1) かかりつけ医、かかりつけ薬局の連携による服薬の適正化

かかりつけ医、かかりつけ薬局の連携により、患者が抱える服薬の問題について把握し情報を共有することで、服薬の適正化を図り、かつ患者の治療効果を確保しつつ副作用の発現を防止する。

また、かかりつけ医、かかりつけ薬局の連携により、患者が飲み残した薬剤等の実態を把握するとことで、限られた医療資源を有効利用できることを検証する。

2) かかりつけ薬局の服薬指導による残薬の増加抑制、かかりつけ医との連携による残薬の削減効果の検証

① かかりつけ薬局の服薬指導による残薬の増加抑制

服薬指導による残薬の増加抑制効果を検証する。

② かかりつけ医とかかりつけ薬局の連携による残薬削減

処方医へ服薬情報を提供し、次回処方設計に役立ててもらうことで、残薬の削減効果を検証する。

3) かかりつけ薬局の服薬指導によるアドヒアランス向上効果の検証

アドヒアランスに関する項目について患者から聞き取り、その効果を検証する。（調査票による調査。）

III. 残薬調査の対象薬剤と残薬の定義

患者所有の全医療用医薬品（OTC薬、サプリメント等を除く）

<残薬の定義>

1. 定期処方

「すべてが揃う日数」を基準とし、その日数を超える部分すなわち「いくつか揃わないが予備としている薬」の分を残薬とする。

<注意点>

- ・定期処方（概ね 14 日を超える日数服用している処方）において、診療科目（医師）ごとに、各服用時点で分類したとき、すべての服用時点が揃う日数（以下、「服用時点日数」という。）以降の薬剤を残薬とする。
- ・定期の吸入薬は、1 日の吸入量に服用時点日数を掛けた数量を表す最小本数を超えるものを残薬とする。
- ・定期の吸入薬のみの処方の場合は、薬剤ごとに分類したとき、1 日の吸入量からみて最小の日数となる薬剤の日数を掛けた量を表す最小量を超えるものを残薬とする。

2. 臨時薬

臨時薬（頓服ではないが定期処方より少ない投与日数の薬：風邪薬等）は臨時薬のみをまとめて定期処方と同様の考え方で整理する。

<注意点>

- ・臨時投薬（風邪薬等）は、定期処方と同様の考え方で残薬とする。
- ・臨時の吸入薬は、1 日の吸入量に服用時点日数の 2 倍を掛けた数量を表す最小本数を超えるものを残薬とする。

3. 頓服薬

頓服薬は 1 日 2 回を基本として整理する。

<注意点>

- ・頓服薬は、服用時点日数を 2 倍した数を超える回数分を残薬とする。（上限は設けない）
- ・頓服薬のみの処方の場合は、10 回を超える回数を残薬とする。
- ・頓用的な外用貼付薬は、処方箋に記載される 1 日量に服用時点日数を掛けた枚数を表す最小量を超えるものを残薬とする。
- ・頓服的な外用貼付薬のみの場合は、薬剤ごとに分類したとき、処方箋に記載される 1 日量からみて最小の日数となる薬剤の日数以降の薬剤を残薬とする。

4. 外用薬

外用薬は 1 日量のわかるものは、定期処方と同様の考え方で整理する。

外用薬の 1 日量がわからないものは、1 回投与量の倍量を超える分を残薬とする。

<注意点>

- ・定期の外用貼付薬は、1 日量に服用時点日数を掛けた数量を表す最小量を超える

ものを残薬とする。

- ・ 定期の外用薬貼付薬のみの処方の場合、薬剤ごとに分類したとき、最小の日数となる薬剤の日数以降の薬剤を残薬とする。
- ・ その他の外用薬のうち 1 日量のわかるもの（吸入薬、点眼、点鼻、点耳などの計算上のものを含む）は、1 日量に服用時点日数を掛けた量を表す最小量を超えるものを残薬とする。（「1 滴」は 0.1ml で計算する）
- ・ その他の外用薬のうち 1 日量のわかるもの（点眼、点鼻、点耳などの計算上のものを含む）のみの処方の場合、薬剤ごとに分類したとき、1 日量からみて最小の日数となる薬剤の日数を表す最小量を超えるものを残薬とする。
- ・ その他の外用薬のうち 1 日量のわからないもの（軟膏、ローション等）は、直前の処方量の倍量を超えるものを残薬とする。

5. 注射薬

- ・ 注射薬は、1 日の単位+1 日の注射回数×空打ち（概ね 2 単位）の合計に、服用時点日数を掛けた数量を表す最小本数を超えるものを残薬とする。
- ・ 注射薬のみの処方の場合、薬剤ごとに分類したとき、1 日量から見て最小の日数となる薬剤の日数を表す最小本数を超えるものを残薬とする。

<残薬の定義図>

		投与日数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
医師 A	朝食後	9日分	[Yellow]																													
	朝夕食後	13日分	朝食後の9日分が最小なので9日分は揃っている薬剤と考える																													
	毎食後	17日分	[Yellow]							[Green]																						
	就寝前 頓服薬の考え方	10日分	[Yellow]									[Green]																				
	頓服(疼痛時)	20回分	疼痛時1回1錠(1日の制限がない場合1日2回と見る。10日分)										[Green]																			
	頓服(不眠時)	17回分	不眠時に1回1錠追加(1日量が1錠のため17日分換算)																													
	頓服(発作時。1日3回まで)	25回分	発作時1回1錠(1日3回までなので、1日量3錠と見る。9日分)																													
	臨時薬の考え方																															
	臨時朝夕	5日分	[Yellow]																													
	臨時毎食後	7日分	[Yellow]			[Green]																										
	臨時貼付	10枚	[Yellow]						[Green]																							
	定期処方と併用の外用薬の考え方																															
	点眼(1日4回両目)	5ml 3本	1回0.1ml×4回×2両目×9日分=7.2ml<10ml													残薬5ml																
	外用貼付(1日1枚3部位)	7枚入50枚	1日3枚×9日=27枚<28枚													残薬15枚																
	外用塗布(湿疹に)5g	5g3本	1日量不明のため直前の処方量の倍量を超える分を残薬とする																	残薬5g×1本												
	吸入(1日2回1回2吸入)	60BL2個	2吸入×2回×9日=36BL<60BL																	残薬60BL												
	注射(朝10夕6)	300単位2本	(1日16単位+空打2単位×2回)×9日=180単位<300単位																													

頓服のみの処方 投与日数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
医師 B	頓服(頭痛時1日2回まで)																														
	30回分	頓服のみの処方は10回を超える分を残薬とする																													
外用のみの処方箋																															
医師 C	外用貼付 A 1日2枚2部位																														
	6枚入55枚	$55枚 \div 2枚 \div 2部位 = 13.5日分$																													
医師 C	外用貼付 B 1日1枚3部位																														
	7枚入50枚	$14日分 \times 3枚 = 42枚(6袋)$														残薬8枚															
外用のみの処方箋																															
医師 D	点眼 B 1日6回左目																														
	5ml 4本	$20ml \div 0.1ml \div 6回 = 34日分$																													
医師 D	点眼 A 1日4回左目																														
	5ml 4本	$0.1ml \times 4回 \times 34日 = 13.6ml < 15ml$														残薬5ml															

IV. 参加者への周知・呼び込み方法

事業ポスターを店頭が目立つ場所に掲示するとともに、薬剤師による積極的な声掛けで参加者を募る。

なお所沢市国民健康保険課からは、ハガキにて対象となる被保険者に事業案内を行い、併せて所沢市広報誌やホームページに事業実施を掲載し、参加を働きかける。

ハガキ番号

<参考>送付ハガキ



Post card

料金後納郵便

〒359-8501
所沢市並木1-1-1
市役所ハウス
所沢 花太郎子 様

AA-301 BB-203

お薬のお悩み、相談できます！

節薬バッグ運動、スタート

特典：参加者へどちらか一方をプレゼント！

①素敵なコットンバッグ
②埼玉西武ライオンズ観戦チケット引換券2枚
(どちらもなくなり次第終了)

裏面、広報6月号、市ホームページもご覧ください。
または、ロゴマークのある病院・医院、薬局へお尋ねください。

所沢市役所 国民健康保険課



Post card

「節薬バッグ運動」参加者大募集

このマークのある病院・医院または薬局へ、このハガキを持って行きましょう！

【お薬アンケート】 該当があれば点を記入

①薬について医師に相談したいことがある Aルート推奨
②処方された薬について飲み残しがある Bルート推奨
③複数の病院・医院を受診している Bルート推奨
④薬について薬局へ相談したいことがある Bルート推奨

チェックある方、ぜひぜひ、ご参加ください！

参加の流れ（参加期間 6月1日～9月30日）

①ハガキが届く。 ②ハガキを持って次の通院・来局時に合わせて、薬局又は病院・医院へ行く。 ③薬局で薬剤師から説明を受け、事業へ参加。節薬バッグを配布します！

Aルート 病院 医院 → 薬局
Bルート 薬局

お問合せ 所沢市役所 国民健康保険課
TEL: 04-2998-9131 平日 8:30～17:15
こちらのハガキは、国民健康保険者の方のうち、対象の方へ送付しております。

V. 対象となる患者基準

所沢市国保の被保険者であり、所沢市医師会会員の医療機関、所沢市薬剤師会会員の薬局にて事業参加に同意する次のいずれかに該当する方。

- 1) 所沢市国保からのハガキをお持ちになった方
- 2) 服薬を要する疾患があり、現在通院中で残薬整理を希望される方
- 3) 当該薬局をかかりつけにしている方（在宅患者を含む）

VI. 参加する患者への説明項目（協力同意書を用いて説明）

- 1) 事業期間、事業主体、事業目的に関する事項
- 2) かかりつけ医とかかりつけ薬局の連携による事業であること
- 3) 連携の手段として情報の共有により問題の解決にあたること
- 4) 患者が所有するすべての医療用医薬品を対象として整理すること
- 5) 個人情報の取り扱いの同意

VII. 調査方法

- 1) 初回来局時（同意取得→ 節薬バッグ渡し→ 次回来局日の相談）

【 1. 薬局にハガキを持参した患者 】

- ①ハガキの相談事項の確認。本事業参加について患者に説明し同意を得る（アンケートNO. 1（初回時アンケート）の同意書による）。
- ②「アンケートNO. 1（初回時アンケート）」の実施。
- ③残薬について聞き取り、「節薬バッグ」及び「節薬バッグに入れるチラシ」を渡し、次回来局日を打ち合わせる。

【 2. 薬局に処方箋とハガキを持参した患者 】

- ①ハガキの相談事項の確認。本事業参加について患者に説明し同意を得る（アンケートNO. 1（初回時アンケート）の同意書による）。
- ②通常の薬学管理における残薬の確認により残薬調整が必要な場合は、処方医に疑義照会し、残薬の整理を行う。[重複投薬・相互作用防止加算]
- ③「アンケートNO. 1（初回時アンケート）」の実施。
- ④薬を手渡す際、今回調剤した薬を含め家にあるすべての医療用医薬品を「節薬バッグ」に入れて持参するよう伝え、次回来局日を打ち合わせる。バッグ配布の際は、「節薬バッグに入れるチラシ」も配布する。

【 3. 薬局にて事業参加となった患者 】

(A) 患者からの申し出

(B) 薬局から事業参加を促した方

- ①Aについては、「V. 対象となる患者基準」に該当する患者かどうか判断する。
- ②ハガキの相談事項の確認。本事業参加について患者に説明し同意を得る（アンケートNO. 1（初回時アンケート）の同意書による）。
- ③「アンケートNO. 1（初回時アンケート）」の実施。
- ④処方箋があり、通常の薬学管理の残薬確認により残薬調整が必要な場合は処方医に疑義照会し、残薬の整理を行う。[重複投薬・相互作用防止加算]

薬を手渡す際、今回調剤した薬を含め家にあるすべての医療用医薬品を「**節薬バッグ**」に入れて持参するよう伝え、次回来局日を打ち合わせる。バッグ配布の際は、「**節薬バッグに入れるチラシ**」も配布する。

- ⑤処方箋がない場合、残薬について聞き取り、「**節薬バッグ**」を渡し次回来局日を打ち合わせる。

2) 2回目の来局 (残薬確認・記録→ 景品配布→ 医師への服薬状況報告→ 次回来局日の相談)

【 1. 次回受診日より前に節薬バッグを受け取る場合 (処方箋なし) 】

- ①現在服用中の薬をお薬手帳あるいは薬歴等で確認後、保管状況を考慮の上薬剤の有効性について検討する。残薬の定義に従って、すべての服用時点が揃う日数を確定する。それ以外を残薬として数量をカウントし「**節薬バッグの中身記録票**」へ記録。併せて、「**アンケートNO. 2 (残薬整理時アンケート)**」を実施する。
- ②残薬が生じる原因について聞き取り、改めて丁寧に服薬指導を行いコンプライアンス、アドヒアランスの向上に努める。
- ③服薬指導の口頭説明だけでは不十分な患者には、服薬カレンダー、服薬ボックスなどを使用し、服薬支援を行う。
- ④患者の服薬状況について、医師へ情報提供する。その際、「**服薬状況報告書** (9ページ参照。記載例あり)」を利用し、処方医に報告する。同時に、患者へは「**服薬情報提供中カード**」を渡すなどして、処方医が受診時に処方調整提案中であることが判別しやすいようにする (薬局の処方調整提案から患者の病院・医院の受診までの日数がある場合、処方医が対象患者である旨を失念する可能性もあるため)。
- ⑤「**服薬状況報告書**」の提出手段は、FAX、郵送、MCS、お薬手帳 (患者経由) など、患者や処方医の状況に応じて対応する。
- ⑥残薬持参者には、協力に対する景品として、「**コットンバック**」又は「**埼玉西武ライオンズ観戦チケット引換券2枚**」のどちらか一つ、希望するものをこの時点で配布する。
- ⑦服薬状況の報告の結果、どれだけ残薬などの調整ができたか等を確認する必要があるため、第3回目の来局日を打ち合わせる。

【 2. 次回受診時の処方箋とともに節約バッグを受け取る場合 】

- ①現在服用中の薬をお薬手帳あるいは薬歴等で確認後、保管状況を考慮の上、残薬の有効性について検討する。残薬の定義に従って、すべての服用時点が揃う日数を確定する。それ以外を残薬として数量をカウントし「**節薬バッグの中身記録票**」へ記録するとともに「**アンケートNO. 2 (残薬整理時アンケート)**」を実施する。
残薬が多量にある場合や時間が足りない場合は、今回処方分を調剤して、

- 残薬整理は後日にしても差し支えない。その場合は次回来局日を打ち合わせる。
- ②残薬が生じる原因について聞き取り、改めて服薬指導を行いコンプライアンス、アドヒアランスの向上に努める。
 - ③服薬指導の口頭説明だけでは不十分な患者には、服薬カレンダー、服薬ボックスなどを使用し、服薬支援を行う。
 - ④通常の薬学管理における残薬の確認により残薬調整が必要な場合は処方医に疑義照会し、残薬の整理を行う。[重複投薬・相互作用防止加算]
 - ⑤患者の服薬状況について、医師へ情報提供する。その際、「**服薬状況報告書**（9ページ参照。記載例あり）」を利用し、処方医に報告する。[服薬情報提供]
同時に、患者へは「**服薬情報提供中カード**」を渡すなどして、処方医が受診時に処方調整提案中であることが判別しやすいようにする（薬局の処方調整提案から患者の病院・医院の受診までの日数がある場合、処方医が対象患者である旨を失念する可能性もあるため）。
 - ⑥現在服用中の薬に関して、次回受診日までの服用薬として、受診日までの日数分の薬を薬剤師が整理する。
 - ⑦「**服薬状況報告書**」の提出手段は、FAX、郵送、MCS、お薬手帳（患者経由）など、患者や処方医の状況に応じて対応する。
 - ⑧残薬持参者には、協力に対する景品として、「**コットンバック**」又は「**埼玉西武ライオンズ観戦チケット引換券2枚**」のどちらか一つ、希望するものをこの時点で配布する。
 - ⑨服薬状況の報告の結果、どれだけ残薬などの調整ができたか等を確認するため、第3回目の来局日を打ち合わせる。

3) 3回目以降の来局（服薬状況確認→記録票への記録）

3回目以降の来局では、新たにすべての服用中の薬について上記の手順で確認し、残薬の状況、薬剤の品名、数量を「**変更後の調剤内容記録票**」に記録するとともに「**アンケートNO. 3（最終アンケート）**」を実施する。4回以上来局がある場合は、その都度「**変更後の調剤内容記録票**」に状況を記録する。

4) 留意点

- ①アンケートNO. 1～NO. 3への記入について
 - ・原則として、患者が記入する。
 - ・患者自身での記入が難しいと判断される場合は、聞き取りで実施する。
- ②残薬を預かる場合は返却日時を患者と打ち合わせ、「**アンケートNO. 2（残薬整理時アンケート）**」の末尾の預かり証を発行する。
- ③薬剤師から見た患者のアドヒアランスは、薬剤師自身の判断による。
- ④事業実施後、対応された薬剤師の方は、「**薬局用アンケート**」をご記入の上、薬剤師会までご提出ください。

<服薬状況報告書について>

「服薬状況報告書」の病院・医院とのやり取りを FAX で行う場合、個人情報保護の関係上、患者を特定するものとして、病院・医院が発行する診察券の番号・IDを記載していただくこととしました。ついては、服薬情報提供先（かかりつけ病院・医院）が発行する患者の診察券の番号・IDを確認していただき、そちらを当該報告書にご記入ください。

診察券がない場合は、番号・IDの欄は空欄にし、FAX 送信前に患者情報を病院・医院へ電話により伝えるなどして、適宜ご対応ください。

場合によっては、報告書下部「医療機関返信欄」などを通して、返信があります。

服薬状況報告書

情報提供先医療機関名
 担当医 科 先生
 平成 年 月 日
 情報提供元保険薬局の所在地及び名称
 電話
 FAX
 保険薬剤師氏名 ㊟

謹啓 所沢市、所沢市医師会、所沢市薬剤師会、明治薬科大学が共同で行う「かかりつけ医、かかりつけ薬局を活用した健康推進事業」に取り組んでおりますが、今般下記の患者様において服薬指導並びに飲み残し薬の整理を実施したところ、下記の通り飲み残しがあることを確認いたしましたので報告いたします。

なお、次回処方参考としていただければ幸甚に存じます。事業趣旨を御汲み取りの上、格段のご高配をお願い申し上げます。 謹白

記

診察券番号・ID _____ (男・女) 大・昭・平 年 月 日 (歳)

医薬品名	1日量	飲残し数量	必要な日数	備考

必要な日数は、次回処方分に足していただきたい日数となります。

以上

医療機関返信欄(受信後、薬局へのご返信にご協力ください)

◆ 該当する箇所には をご記入ください。

受取りました 次回処方変更予定 処方変更しない

◆ その他連絡事項 _____

次回受診予定： 月 日

Ⅷ. その他

本調査に関するお問い合わせで共有するものは、適宜本会ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

※「**節薬バッグ**」、「**コットンバッグ**」、「**埼玉西武ライオンズチケット引換券**」については、なくなりましたら、所沢市薬剤師会事務局までご連絡いただければ追加でお送りすることが可能です（数に限りがありますので、なくなり次第終了となります）。

※「**埼玉西武ライオンズチケット引換券**」については、平成29年9月21日（木曜）までのメットライフドーム（旧称：西武プリンスドーム）、県営大宮球場で開催される埼玉西武ライオンズ主催試合が対象ですので、ご注意ください。



節薬バッグ



コットンバッグ

—お問い合わせ窓口— 所沢市薬剤師会 事務局
ご質問はファックスまたはメールで受け付けます。
電話ではお答えできませんので、ご了承ください。
FAX：04-2991-4501
Email：t-pharma@saiil24.net